

平成24年5月24日
教育委員会室

秋田市教育委員会
平成24年5月定例会
(案件)

付議案件

議案第16号 秋田市子ども読書活動推進計画を策定する件

- ・ 秋田市子ども読書活動推進計画
- ・ (資料1) 秋田市子ども読書活動推進計画(素案)に対する意見等一覧
- ・ (資料2) 計画素案の修正箇所(抜粋)

議案第16号

秋田市子ども読書活動推進計画を策定する件

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として、秋田市子ども読書活動推進計画を別紙のとおり定める。

平成24年5月24日提出

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

秋田市子ども読書活動推進計画



平成 2 4 年
秋田市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 意義・目的	1
(1) 計画策定の背景	
(2) 国の動き	
(3) 秋田県の動き	
(4) 秋田市の方向性	
(5) 計画策定の目的	
2 計画の対象等	2
(1) 計画の対象	
(2) 計画の期間	
(3) 計画の概念図	
第2章 読書活動の現状、課題および対応策	4
1 乳幼児の読書活動	4
(1) 乳幼児の読書活動の現状	
(2) 乳幼児の読書活動の課題	
(3) 乳幼児の読書活動の対応策	
2 小・中・高校生の読書活動	10
(1) 小・中・高校生の読書活動の現状	
(2) 小・中・高校生の読書活動の課題	
(3) 小・中・高校生の読書活動の対応策	
3 読書関係ボランティアの活動	16
(1) 読書関係ボランティアの活動の現状	
(2) 読書関係ボランティアの活動の課題	
(3) 読書関係ボランティアの活動の対応策	
4 図書館の活動	19
(1) 図書館の活動の現状	
(2) 図書館の活動の課題	
(3) 図書館の活動の対応策	
第3章 まとめ	25

【資料】

- 子どもの読書活動の推進に関する法律

第1章 計画策定の趣旨

1 意義・目的

(1) 計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものでもあり、乳幼児期から本に親しみ、本の楽しさを感じ、やがて自ら本を読むようになることが大事です。

しかし、現代社会はインターネットや携帯ゲームの普及などによる高度情報化や、各種娯楽の多様化などにより、これまでの子どもの生活形態を大きく変化させてきており、このような環境にあって、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が指摘されています。

(2) 国の動き

国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。

この法律では、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること」を目的としており、国、地方公共団体、保護者等の責務や役割などが定められています。

そして、平成14年8月に、国は子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画である「子ども読書活動推進基本計画」を策定しました。

※ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」は、資料を参照

(3) 秋田県の動き

秋田県では、この「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定を受け、平成14年11月に、都道府県では最も早く「県民の読書活動推進計画」を策定し、平成20年には「第二次県民の読書活動推進計画」を策定しました。

この計画の柱は、

- ①県における読書活動推進体制の整備
- ②市町村における体制整備への支援と連携強化
- ③啓発・広報の推進

となっています。

また、平成22年3月には「秋田県民の読書活動推進に関する条例」を制定しており、この条例に基づき平成23年3月に「秋田県読書活動推進基本計画」を策定しています。

(4) 秋田市の方向性

第12次秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」(平成23年度～27年度)では、“ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし”を基本理念に、「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を将来都市像の一つとし、「社会教育の充実」のために「学習機会の充実」と「学習環境の整備」を図ることとしています。

また、第4次秋田市社会教育中期計画(平成23年度～27年度)では、「『学び』の支援体制」の充実を基本方針の一つとし、基本施策として「読書活動の推進体制の整備」を図ることとしており、世代別の施策としては「乳幼児期の本に触れる機会」と青少年に対して「読書の体験を伝えられるような機会」を設けることを掲げています。

(5) 計画策定の目的

本市の子どもが、家庭や地域、学校など様々な場において、日常的に本と親しむことができる、充実した読書環境の整備を図るため、「子ども読書活動推進計画」を策定しようとするものです。

2 計画の対象等

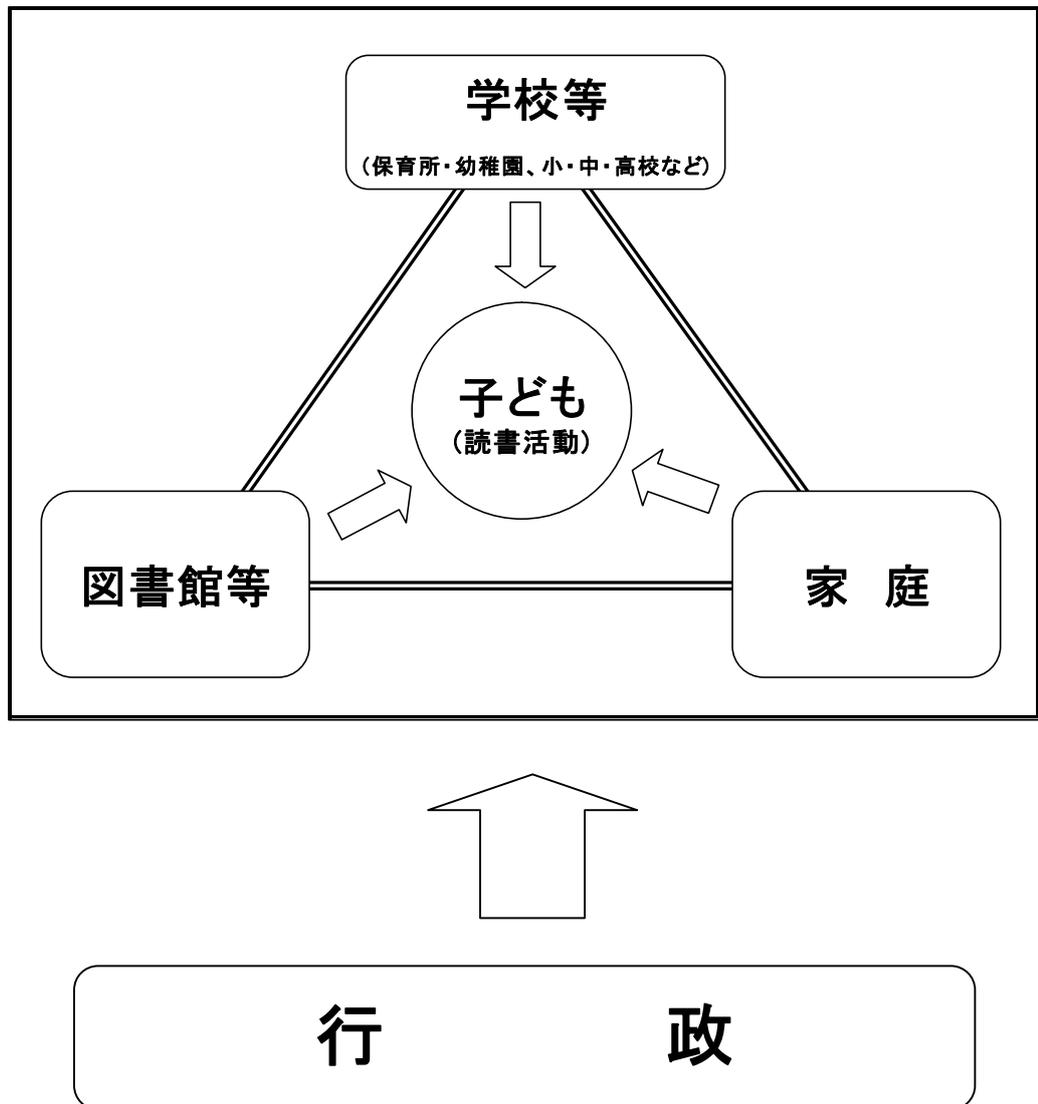
(1) 計画の対象

- おおむね18歳以下の子どもと保護者
- 保育所・幼稚園、小・中・高校、児童館、公民館、コミュニティセンター、子育て支援に関する公共施設、図書館、書店などの地域社会の全ての施設、読書関係ボランティア等の関係施設および団体

(2) 計画の期間

平成24年度から平成28年度まで(5年間)

(3) 計画の概念図



子どもの読書活動については、日々の生活の中で家庭や学校等が密接に関わっており、また、本とその情報を提供する図書館も大きな役割を担っております。読書活動の推進にあたっては、これらの子どもを取り巻く環境を充実させていくことが重要であり、行政（教育委員会を含む）はこれを支援していきます。

第2章 読書活動の現状、課題および対応策

子どもの読書の状況や子どもを取り巻く環境について、実態を把握するため「子どもの読書活動実態調査¹」を実施し、本市における子どもの読書活動の現状をとらえ、そこから浮かんでくる課題を整理し、具体的な対応策を検討します。

本章は、子どものステージを「乳幼児」と「小・中・高校生」に大別して構成しており、さらに、子どもの読書を支える「読書関係ボランティア」と「図書館」の活動を加えています。

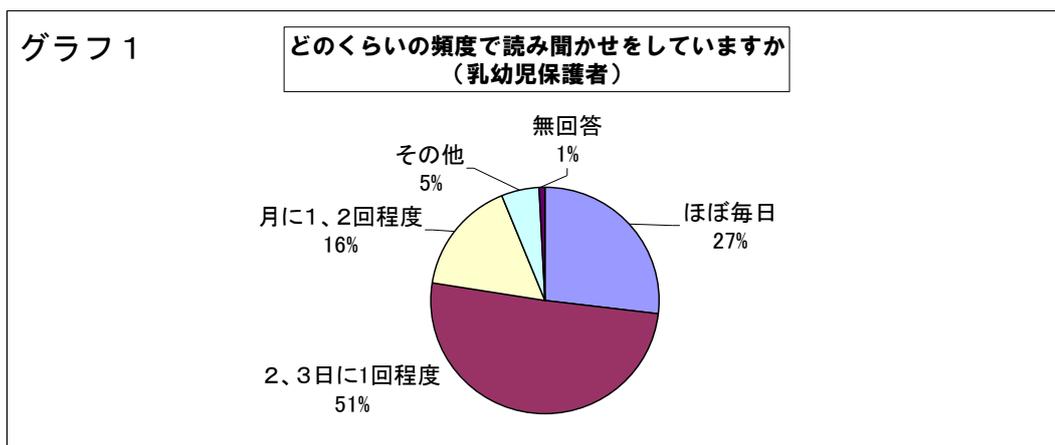
1 乳幼児の読書活動

(1) 乳幼児の読書活動の現状

今回実施した子どもの読書活動実態調査において、乳幼児の家庭における読書活動に関しては、86%の家庭で「子どもに本を読み聞かせている」と回答しました。

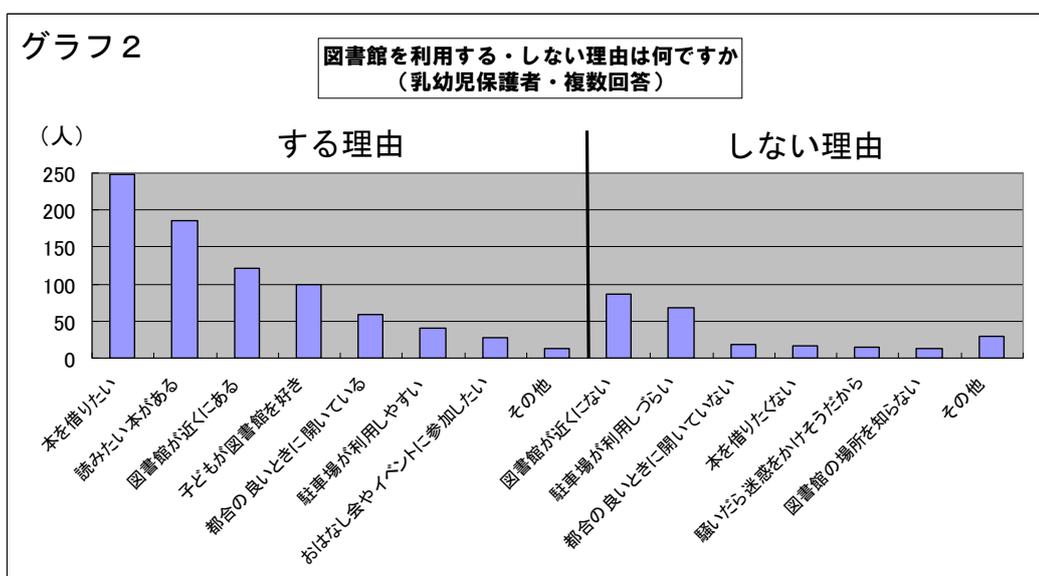
家庭で読み聞かせをしている理由で最も多かったのは、「子どもが喜ぶから」の76%の回答でした。また、子どもに本を読み聞かせている家庭におけるその頻度は、「ほぼ毎日」と「2、3日に1回程度」の回答が合計で78%となり（グラフ1参照）、この二つの設問から、多くの家庭では日常的に子どもへの読み聞かせを通して、子どもが本に親しみ、読書への興味を高め、豊かな情操を育むよう努めている様子がうかがえます。一方、読み聞かせ等の機会が少ない家庭では、保護者が多忙なことなどにより、「時間の確保」が理由としてあげられています。

¹子どもの読書活動実態調査 本計画の策定にあたり、乳幼児の保護者、保育所・幼稚園の園長等、小・中・高校生およびその保護者、小・中・高校の学校図書館担当者、読書関係ボランティアに対して、子どもの読書の現状や取り巻く環境等について調査を行った。（平成23年6月～7月に調査実施）



本や本の情報の入手先としては、「書店」の他に秋田市が実施している「親子の絵本プラン²」もあげられており、この施策の利用が進むことで子どもが手にする本が増えることが期待されます。なお、保育所・幼稚園に通っている乳幼児の家庭の場合には、「書店」の他に「保育所・幼稚園からの配布物」があげられています。

また、子どもの読書に関連して図書館を利用している家庭は48%であり、利用している理由は、「本を借りたい」「読みたい本がある」などで、子どもの読書活動に図書館の存在が重要であることがうかがえます。一方、図書館を利用していない家庭での理由は、「図書館が近くにない」「駐車場が利用しづらい」などであり、また、「騒いだら迷惑をかけそうだから」という回答も寄せられています。(グラフ2参照)



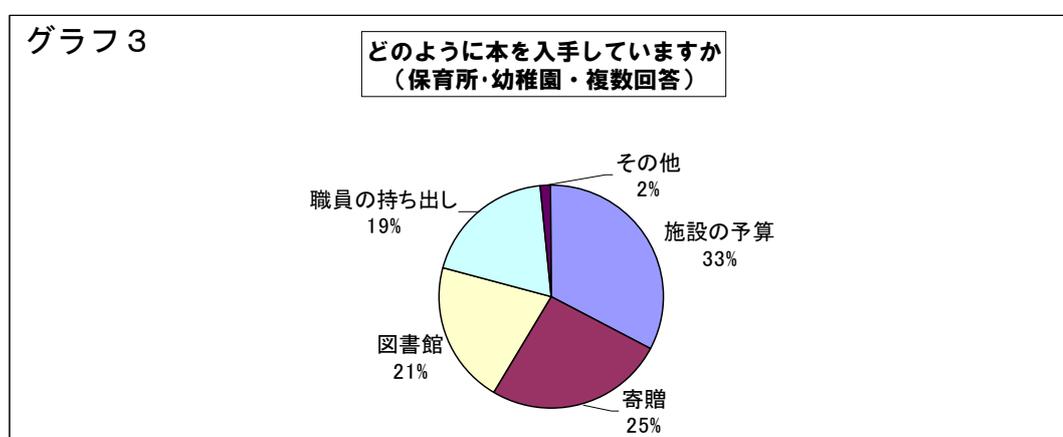
² **親子の絵本プラン** 秋田市が実施している在宅子育てサポート事業サービスの一つ。サービスを利用する者は、市からクーポン券を受け取り、書店において市立図書館司書が推薦した絵本と引き換える事ができる。(クーポン券の金額の範囲内では無料) 推薦する絵本のチラシを用意し、図書館、書店等でも配布している。

次に、乳幼児の関連施設である保育所・幼稚園に対する調査結果では、全ての保育所・幼稚園において、読み聞かせが本やおはなしの世界を楽しみ、本と親しむことにつながる活動であるにとらえ、2、3日に1回以上は読み聞かせを行っており、その内63%は毎日実施しています。

保育所・幼稚園が本を入手する方法としては、施設予算によるものが33%、寄贈が25%、図書館利用が21%でした。（グラフ3参照）

また、日常的な本の管理や購入時の選書、修理の仕方等について学びたいと感じている保育所・幼稚園が見られました。

保育所・幼稚園としての図書館利用については、団体貸出し³により大型紙芝居などを借りることが多いことが分かりました。



(2) 乳幼児の読書活動の課題

「(1) 乳幼児の読書活動の現状」から、読書活動の充実を図っていくための課題として、次の3点を取り上げました。

課題1 家庭や保育所・幼稚園などにおいて、乳幼児が本に親しむことができる環境づくり

課題2 保育所・幼稚園における必要な本の入手や整理の仕方等

課題3 図書館において小さな子どもと保護者が周囲を気にせず本を選べる環境の整備

³ 団体貸出し 秋田市立図書館においては、市内の保育所・幼稚園、小・中・高校、事業所、会社、グループ等で利用登録を行った団体に対し、1回50冊以内、期間1か月以内で図書の貸出しを行っている。大型紙芝居などの読み聞かせ資料も、この制度で借りることができる。

(3) 乳幼児の読書活動の対応策

課題1 家庭や保育所・幼稚園などにおいて、乳幼児が本に親しむことができる環境づくり

① これまでの対応策

a 親子の絵本プラン実施

秋田市では、在宅で子育てをしている家庭にクーポン券を差しあげており、そのクーポン券で利用できるサービスの一つに、市立図書館の司書が推薦した絵本と引換えできる「親子の絵本プラン」があります。図書館や書店の絵本プランのコーナーでは、これらの絵本を直に手に取って見ることができます。

b 保育所・幼稚園への図書館ボランティア派遣

市立図書館では、保育所・幼稚園の依頼に応じて図書館ボランティアを派遣し、おはなし会⁴を実施しています。

c おはなし会の開催

市立図書館をはじめ、子ども未来センター、公民館や市民サービスセンター、コミュニティセンター、児童館等において、おはなし会を開催しています。

d フォンテ文庫（明德館文庫）の開設

平成23年度に開設した秋田駅西口前のフォンテ文庫では、乳幼児を対象とする本を揃えており、ゆっくりと本を楽しむことができるほか、親子で参加できる各種行事を開催しています。

e 図書館事業等の情報提供

市立図書館では、新しく入った本を利用者に積極的に紹介しているほか、図書館主催のおはなし会等の事業について、ホームページやチラシ等により保護者などに周知しています。

⁴ おはなし会 絵本の読み聞かせ、紙芝居、昔語り、歌や手遊びなど、おはなしの世界を楽しんでもらう催し。

② 今後の対応策

a ブックスタート実施の検討

全ての赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心触れ合うひとときを持つきっかけをつくるために、乳幼児健診などの機会を利用したブックスタート⁵事業の実施を検討します。

b 親子の絵本プランの利用拡大

未就園児の家庭から、本とその情報の入手先として、書店に次いで「親子の絵本プラン」があげられています。この事業のPRに努め、利用の拡大を図ります。また、読み聞かせにも役立つように、今まで取り上げてきた「お薦めする絵本のリスト」を作成し配布することで、親子で楽しめる本等の情報を提供します。

c 保育所・幼稚園の取組への支援

保育所や幼稚園において実施している読み聞かせなどの取組について、様々な工夫やその成果等の情報を共有することにより、取組内容の充実を図ります。

d 読書の大切さの周知

図書館の新しく入った本やおはなし会等の事業の情報のほか、乳幼児期に本に親しむことの重要性について、広報あきたや市のホームページ等により伝えていくとともに、保護者へのチラシ配布によりその周知を図ります。

課題2 保育所・幼稚園における必要な本の入手や整理の仕方等

① これまでの対応策

a 団体への貸出し

市立図書館では、保育所・幼稚園などに対して、「大型紙芝居」などの読み聞かせ資料について貸出しを行っています。

⁵ **ブックスタート** 1992年に英国バーミンガムで誕生した、赤ちゃんと保護者に対して乳幼児健診の際に無料で絵本を手渡す運動。日本では2001年に12の市区町村で開始。2011年12月現在、807市区町村で実施されている。

② 今後の対応策

a 団体への貸出しの促進

図書館の「大型紙芝居」等の貸出し方法を見直し、より利用しやすくするとともに、団体貸出しの周知を図り、利用の促進に努めます。

b 図書館による研修機会の提供

保育所・幼稚園における本の選定、本の整理や補修方法、さらに読み聞かせ等に関する講習会を開催し、研修の機会を提供していきます。

課題3 図書館において小さな子どもと保護者が周囲を気にせず本を選べる環境の整備

① これまでの対応策

a 図書館の雰囲気づくり

市立図書館においては、児童書のコーナーを設けるなど書架の配置に工夫し、子どもが訪れやすい雰囲気づくりに努めています。

b 移動図書館の巡回

移動図書館（イソップ号）を市内各所のステーションに巡回させ、本の貸出し・返却、予約等を、子ども連れでも気兼ねなく利用できるようにしています。

② 今後の対応策

a 乳幼児と保護者の図書館来館への配慮

乳幼児と保護者が安心して図書館を利用できるよう、乳幼児が声を出してもこれを利用者が許容し合う時間帯である「赤ちゃんタイム」を設けたり、間仕切りを設置したりするなど、環境整備に努めます。

b 移動図書館の周知

移動図書館のサービス内容や巡回しているステーションの場所、個別ステーションへの巡回日程等に関する情報を積極的にPRし、移動図書館の利用拡大を図ります。

2 小・中・高校生の読書活動

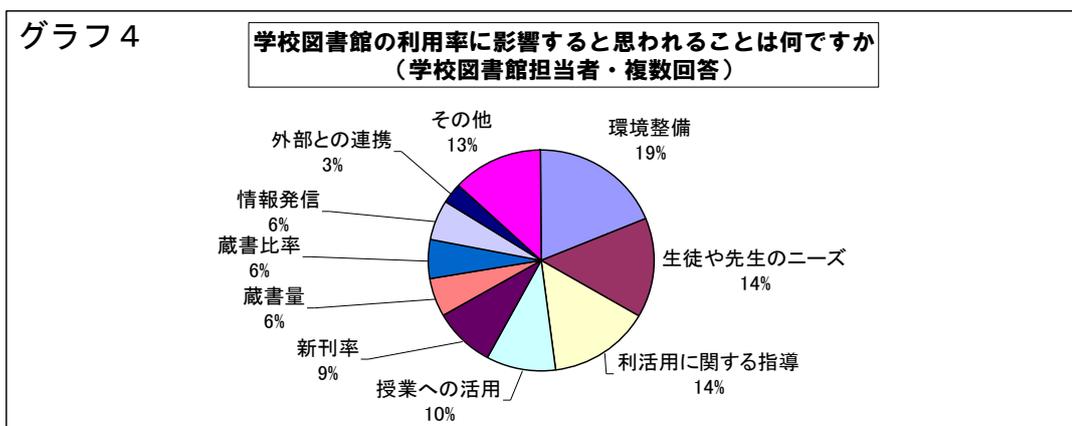
(1) 小・中・高校生の読書活動の現状

各校では、各教科や総合的な学習の時間等で資料に活用できる本のほか、児童・生徒に読ませたい本や児童・生徒の興味、関心が高い本等、各分野のバランスを考えながら図書の購入を進め、学校図書館整備に努めています。

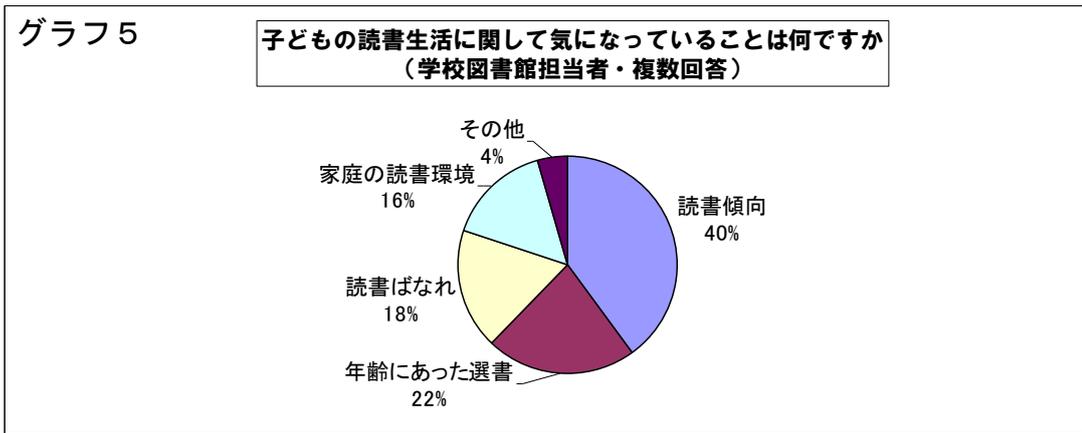
学校図書館担当者の多くが、学校図書館の利用の促進には、学校図書館の「環境整備」「生徒や先生のニーズ」「利活用に関する指導」などが影響を与えると回答しており（グラフ4参照）、管理運営面では、書籍の維持管理、図書館の環境づくりに課題があると感じています。

また、秋田市立図書館が行っている小規模小・中学校へ学校図書館サポーターを派遣し、学校図書館の環境づくりを支援する事業⁶について認知度が低いことが分かりました。

子どもの読書の状況に関して気になることとしては、「読書傾向」「年齢にあった選書」などがあげられていることから、子どもが幅広い分野の本に接し、その中から読みたい本を自ら選ぶことができるように働きかけることが求められます。（グラフ5参照）



⁶ 小規模小・中学校を対象とした人的派遣 学校図書館と公共図書館のネットワークを構築し、子どもの読書活動を支援するため、①秋田県の「子ども読書夢プラン事業」を利用し、秋田市内の小学校を対象に学校図書館サポーターを派遣。（中央図書館明徳館：4校、土崎図書館：6校） ②秋田県の「緊急雇用創出臨時対策基金事業」を利用し、地域の小・中学校にサポーターを派遣。（雄和図書館：小学校4校、中学校1校）

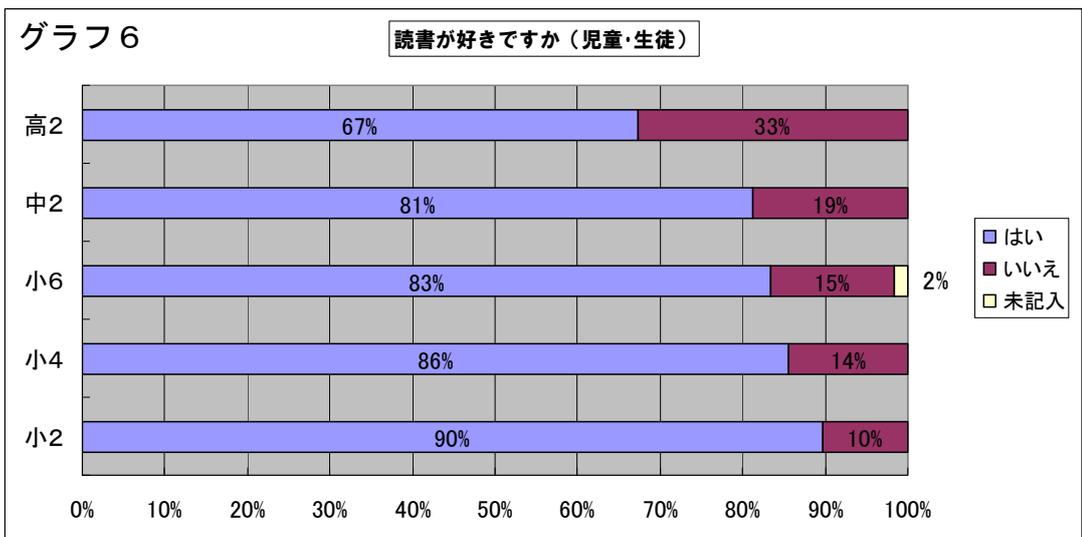


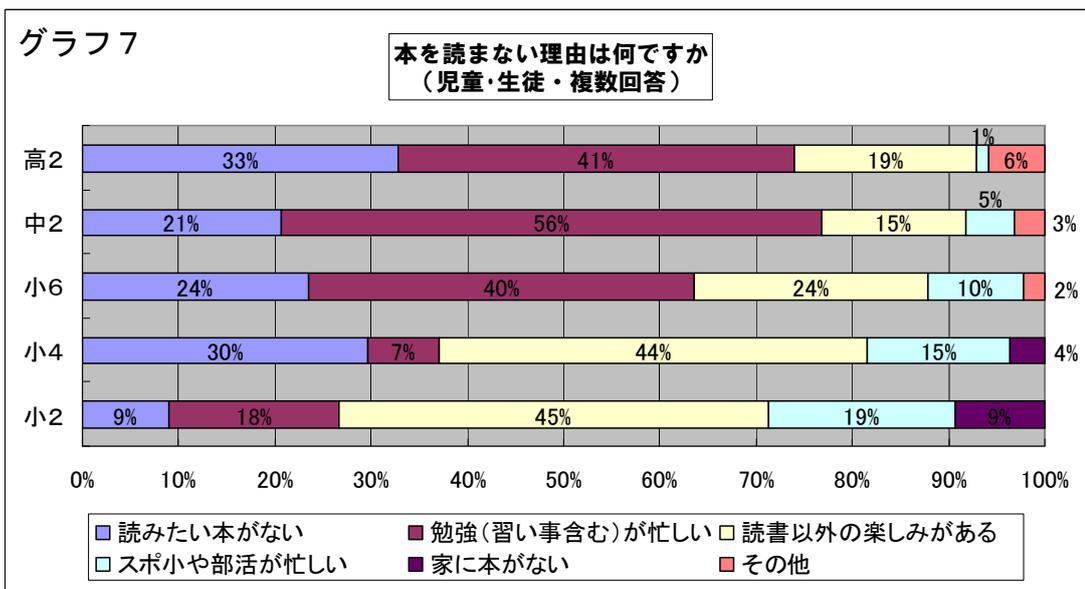
「読書が好き」と回答した児童・生徒の割合は、小学2年生が90%、中学2年生が81%、高校2年生が67%でした。この結果から、中学生までは読書への関心は高く維持されているものの、高校生になると低下傾向にあることが明らかになりました。(グラフ6参照)

また、読書の傾向としては、小学校低学年は様々なジャンルを均等に読んでいますが、中・高校生になると特定ジャンルに集中する傾向が強くなっています。

本を読まない理由の中で、「読みたい本がない」という回答が、小学校中・高学年から多く見られ、全体の30%程度となっています。(グラフ7参照)

また、本の入手先としては、小学2年生では「もともと自宅にある本」が多いのですが、小学4年生から高校2年生にかけては「自分で購入する」となっており、高い年齢の子どもほど、自分の意思で読む本を選択していることが分かります。





小・中学生に比べて読書への関心が低くなっている高校生の読書活動の現状について、学校図書館担当者から聞き取りを行いました。

高等学校においても読書指導は行われているものの、概ね生徒の自主的な取組に委ねる形で進められているようでした。高校生は、感受性と理解力が備わり、より深い読書体験が可能な時期であり、思考力や表現力を育み、幅広い教養を身につける上で、読書は大変有効な活動です。これらのことは高校生が主体的に読書することで初めて実現するものでもあります。高校生の中には、読書好きな成人をしのぐ程、熱心に読書している生徒がいる一方で、勉強やスポーツ等に忙しく、読書する時間を持てなかったり、余暇時間の過ごし方として読書を後回しにしたりする生徒も多いようです。

(2) 小・中・高校生の読書活動の課題

「(1) 小・中・高校生の読書活動の現状」から、読書活動の充実を図っていくための課題として、次の2点を取り上げました。

- 課題1 子どもが主体的に読書活動に取り組むための支援
- 課題2 学校図書館の環境整備

(3) 小・中・高校生の読書活動の対応策

課題1 子どもが主体的に読書活動に取り組むための支援

① これまでの対応策

a 学校における読書活動の推進

小・中学校では、読書活動の取組として、全校一斉朝読書、学校ボランティアによる読み聞かせ、図書委員会等の企画による読書マラソンや良書紹介などのほか、子どもが自分に合った読書目標を立て読書する取組などを行っています。また、親子読書の推奨など、家庭と連携した取組も行っています。

b ブックトークの実施

市立図書館では、地域の小学校からの依頼でブックトーク⁷を行っており、各学年に対応した本の紹介を実施しています。

c 団体への貸出し

市立図書館では、小・中・高校などに対して、団体貸出し制度により幅広く資料を貸出ししています。

d 移動図書館の巡回

移動図書館（イソップ号）を児童数100人以下の小規模校9校に巡回させています。

e 図書館の受入れ態勢等

市立図書館では、児童書専用の書架を配置するとともに、中・高校生向きの本を紹介するコーナーを設けているほか、新しく入った本についてホームページやチラシで紹介するなど、子どもが利用しやすい雰囲気づくりに努めています。

d 高校生の読書ニーズへの対応

高校では、学習スペースとしても学校図書館を活用しており、また、多様な図書を購入するなど、高校生の読書ニーズへ対応しています。

⁷ **ブックトーク** 司書、司書教諭などが子どもや成人の集団を対象に本を紹介すること。一つの主題のもとに4～5冊程度の本を選び、その内容や、著者、絵作者（画家）など1冊ずつについて話し、読書への興味を喚起しようとする手法の一つ。学校図書館では読書指導の一環として行われる。

② 今後の対応策

a 学校における読書指導の充実

各小・中学校において現在行われている読書活動をさらに充実させ、各教科の学習での学校図書館を活用した授業の展開に努めます。

b 家庭での読書の重要性の周知

子どもの家庭での読書の重要性について、広報あきたや市のホームページ等により周知するとともに、小学校入学児童の保護者に対して、子どもが一人読みを始める際のサポートの仕方などに関するチラシを配布します。

c 団体への貸出しの促進

市立図書館の団体貸出しの方法を見直し、より利用しやすくするとともに、団体貸出しの周知を図り、利用の促進に努めます。

d 高校生の読書ニーズへの支援

高校生がより広い見識と教養を身につけることができるよう、学校図書館の整備に努めるほか、市立図書館においても高校生のニーズを踏まえた特設コーナーを設け、興味関心を高める工夫をしたり、蔵書を積極的に紹介したりすることを通して、高校生の読書活動を支援していきます。

課題2 学校図書館の環境整備

① これまでの対応策

a 学校図書館の運営

各校では、学校図書館担当者を中心として、児童会、生徒会の図書委員が、図書の貸出し、図書館環境の整備、図書だよりによる本の紹介などを行い、読書活動の充実に努めています。また、学校図書館の本の一部を学級文庫として教室に備え、子どもが日々本に親しむことができるような取組も行われています。

b 子ども読書夢プラン（県事業）の実施等

県の子ども読書夢プラン事業により中央図書館明德館、土崎図書館に常駐する学校図書館サポーターが、小学校に出向き、学校図書館の整備や児童の読書相談に応じてきました。（県事業は、平成23年度で終了）

また、平成23年度の単年度事業として、雄和図書館に支援員を配置し、地域の小・中学校と連携して読書活動を推進する事業を行いました。

c 市立図書館の情報提供

市立図書館では、図書館だよりや新刊案内等を配布し、学校が団体貸出しを利用する際に参考となる情報の提供に努めています。

② 今後の対応策

a 学校図書館に関する連携の推進

各校では、学校図書館担当者の研修会で学んだ蔵書管理などを日常的な運営につなげ、学校図書館環境の整備に努めるとともに、学校図書館サポーターや読書関係ボランティア、市立図書館と連携し本の展示方法を工夫するなど、学校図書館の魅力向上に努めます。

b 子ども読書夢プラン事業に替わる事業の実施

県が行ってきた子ども読書夢プラン事業について、学校図書館の整備やその利用促進などに有効であったことから、県の事業に替わる事業の実施に努めます。

c 学校図書館に関する相談窓口の開設

学校図書館担当がその環境整備や選書の相談ができるよう、市立図書館に「学校図書館に関する相談窓口」を設けます。

d 市立図書館事業等の周知

司書を派遣するブックトークや図書館の上手な活用方法等について、ホームページやパンフレット、広報あきたなどにより周知に努めます。

3 読書関係ボランティアの活動

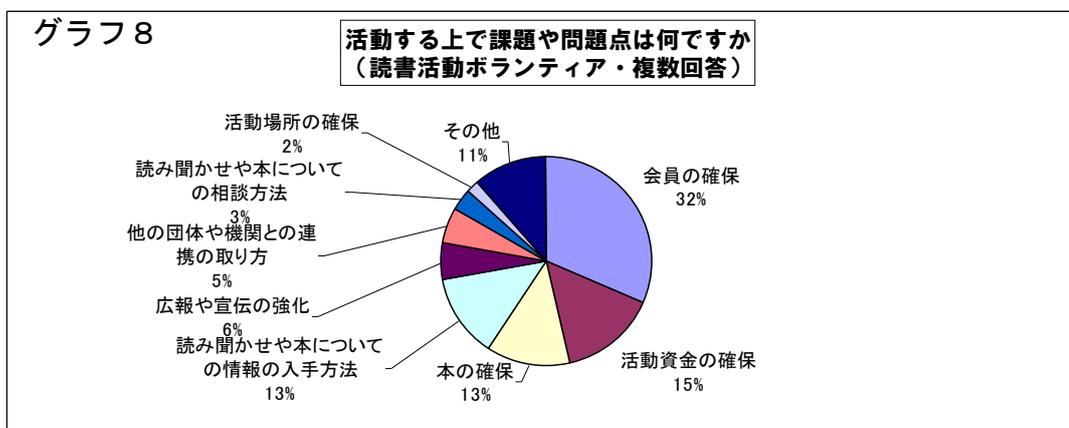
(1) 読書関係ボランティアの活動の現状

今回の実態調査では、読書関係ボランティア活動の中心は読み聞かせとなっています。また、活動回数は月に1～3日が最も多く、子どもたちを対象とするだけでなく、高齢者向けや福祉施設での読み聞かせなど大人を対象にした活動も行っています。

課題としては、「会員の確保」「活動資金の確保」「本の確保」「読み聞かせや本についての情報の入手方法」などがあげられています。（グラフ8参照）

特にボランティア会員の確保については、読書関係ボランティアの養成講座の充実等、一層の工夫が必要なが分かりました。

また、本の確保や本に関する情報の入手については、市立図書館等の活用が有効な手立ての一つであるものの、市立図書館で行っている団体貸出しの制度があまり知られていない場合や、行政や図書館からの情報が入手しづらいという声もあることが分かりました。



(2) 読書関係ボランティアの活動の課題

「(1) 読書関係ボランティアの活動の現状」から、活動の充実を図っていくための課題として、次の2点を取り上げました。

課題1 ボランティア会員の確保

課題2 ボランティア活動に関する支援

(3) 読書関係ボランティアの活動の対応策

課題1 ボランティア会員の確保

① これまでの対応策

a 図書館ボランティアの募集等

市立図書館では、図書館ごとにボランティアを募集し、おはなし会等の主催事業や書架整理等への協力を得ています。また、保育所・幼稚園等の求めに応じて、おはなし会等のために図書館ボランティアを派遣しています。

② 今後の対応策

a 読書関係ボランティアの養成

図書館や地域、学校等の読書関係ボランティアが、保育所・幼稚園や児童館等を訪問しておはなし会を行ったり、小学校等で学校図書館の環境づくりを手伝ったりすることができるよう、ボランティア団体と連携しながら、新たなボランティア養成講座を開催します。

課題2 ボランティア活動に関する支援

① これまでの対応策

a 図書館による情報提供

図書館蔵書や事業等の情報を提供することで、ボランティアの活動を情報面で支えています。

b 団体への貸出し

市立図書館では、ボランティア団体などに対して、読み聞かせに使う絵本等のほか、「大型紙芝居」などの資料についても貸出しを行っています。

② 今後の対応策

a 図書館による情報提供の充実

図書館の所蔵資料や事業等の情報を提供するとともに、ボランティア養成講座の開催やボランティアの活動紹介などの情報を積極的に発信します。

b 団体への貸出しの促進

「大型紙芝居」等の読み聞かせ資料の貸出し方法を見直し、より利用しやすくするとともに、団体貸出しの周知を図り、ボランティア活動での利用の促進に努めます。

4 図書館の活動

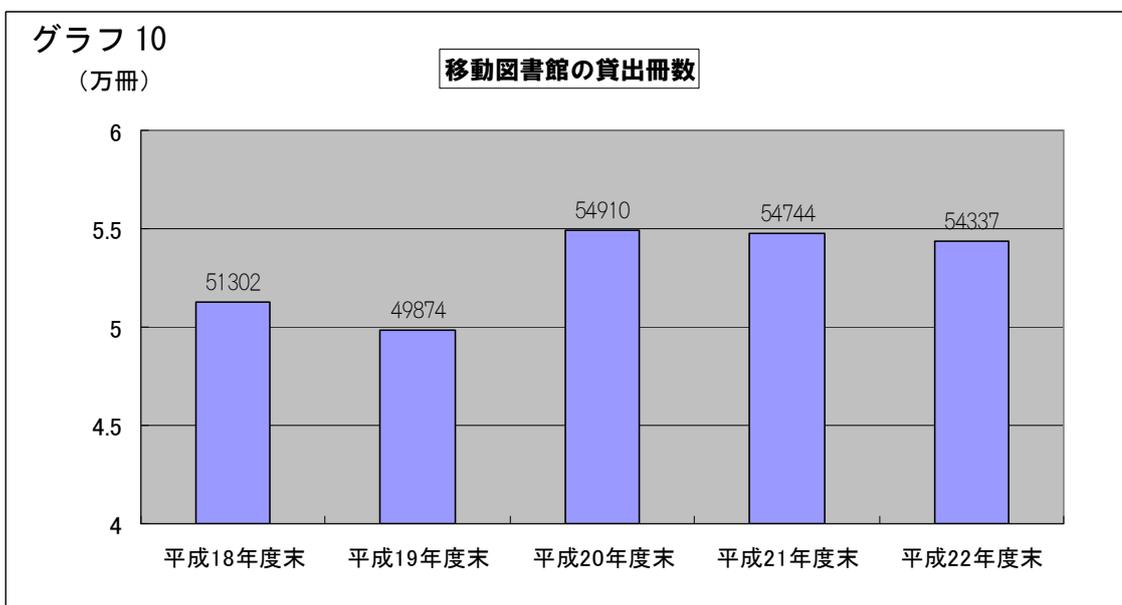
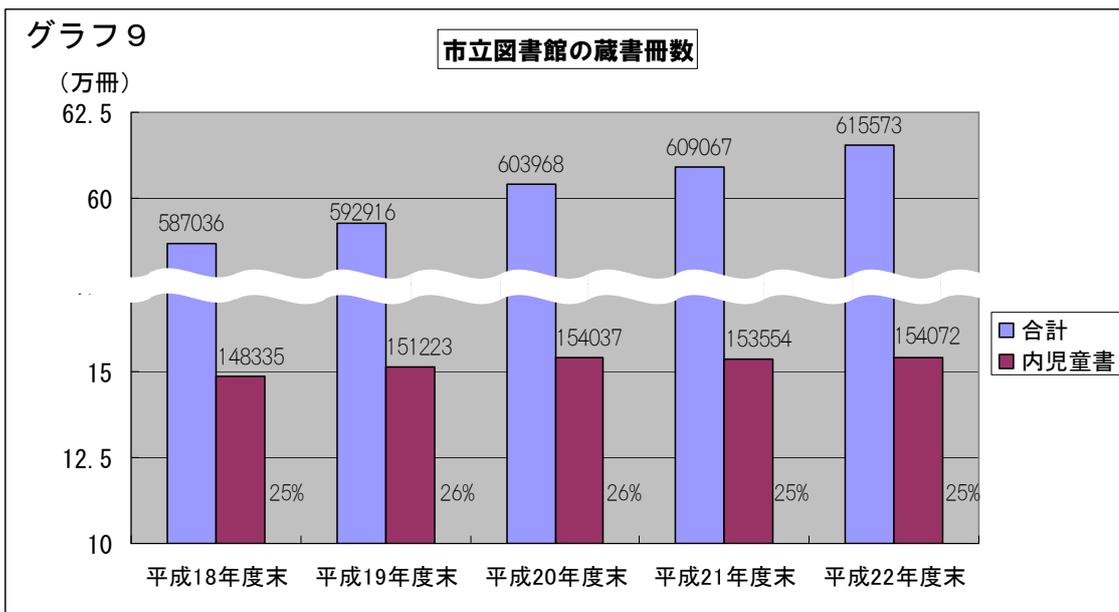
(1) 図書館の活動の現状

本市では、中央図書館明德館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館、中央図書館河辺分館、中央図書館明德館文庫（フォンテ文庫）、移動図書館（イソップ号）の4館、1分館、1文庫、1図書館車の体制で図書館サービスを実施しています。

市立図書館の蔵書は、平成22年度末時点で615,573冊であり、内児童書は154,072冊（児童書割合25%）となっています。平成18年度末時点では587,036冊、内児童書は148,335冊（児童書割合25%）の蔵書数ですので、この5年間で蔵書数が28,537冊、児童書も5,737冊増えています。（グラフ9参照）

市立図書館の貸出し冊数は、平成22年度は811,317冊、内児童書は269,390冊（児童書割合33%）となっています。市内のステーションのほか小学校へも巡回している、比較的児童書の貸出しが多い移動図書館については、平成22年度の貸出し冊数が54,337冊であり、平成18年度と比較すると3,035冊増えています。（グラフ10参照）

子どもに対するサービスとしては、カウンター等での本の貸出しや本に関する相談への対応のほか、各図書館においておはなし会などの各種事業を開催しており、子どもに読書の喜びや楽しさに触れる機会を提供しています。また、小・中学校の児童・生徒の職場体験学習の受入れもしており、児童・生徒が図書館を理解し、親しむことができるよう努めています。さらに、各図書館のボランティアは、おはなし会等の図書館事業への協力に加え、保育所・幼稚園等の要請による派遣等にも対応しています。



次に、この度の調査から、図書館利用について、静かにしていることが難しい乳幼児を連れた保護者は図書館を利用しにくいという課題が明らかになりました。

図書館の事業に関しては、小学校図書館の環境づくりなどを行っている、秋田県の子ども読書夢プラン事業が平成23年度で終了することから、この事業が果たしてきた役割を何らかの形で維持することが求められています。この他の図書館事業等についても、効果を高めていくためにはどのような形が適切なのか検討していく必要があります。

図書館蔵書や事業等の情報提供に関しては、市のホームページや広報等を通じて行っていますが、これまで以上に情報の発信に努めることが必要です。

(2) 図書館の活動の課題

「(1) 図書館の活動の現状」から、活動の充実を図っていくための課題として、次の3点を取り上げました。

課題1 利用しやすい図書館の実現

課題2 図書館事業等の充実

課題3 図書館の情報提供機能の強化

(3) 図書館の活動の対応策

課題1 利用しやすい図書館の実現

① これまでの対応策

a 図書館の雰囲気づくり

図書館においては、児童書専用の書架を配置するとともに、中・高校生向きの本を紹介するコーナーを設けるなど、子どもが利用しやすい雰囲気づくりに努めています。

b 移動図書館の巡回

移動図書館（イソップ号）を市内各所のステーションに巡回させ、本の貸出し・返却、予約等、子ども連れでも気兼ねなく利用できるようにしています。また、移動図書館を、児童数100人以下の小規模校9校にも巡回させています。

c フォンテ文庫（明德館文庫）の開設

平成23年度に開設した秋田駅西口前のフォンテ文庫では、乳幼児を対象とする本を揃えており、ゆっくりと本を楽しむことができるほか、親子で参加できる各種行事を開催しています。

d 蔵書資料の更新

新刊本の購入や寄贈本の募集など、蔵書資料の更新に努めています。

e 団体への貸出し

保育所・幼稚園、小・中・高校、ボランティア団体などに対して、団体貸出し制度により幅広く資料を貸出ししています。

② 今後の対応策

a 乳幼児と保護者の図書館来館への配慮

乳幼児と保護者が安心して図書館を利用できるよう、乳幼児が声を出してもこれを利用者が許容し合う時間帯である「赤ちゃんタイム」を設けたり、間仕切りを設置したりするなど、環境整備に努めます。

b 魅力ある蔵書の整備

子どもの図書館利用を促進するため、さらに魅力ある蔵書整備に努めます。

c 貸出し冊数の増

貸出し冊数を現在の5冊から7冊に増やし、より利用しやすいサービスの実現に努めます。

d 子どもの来館を促す展示等の工夫

乳幼児から高校生まで、子どもの発達段階に合わせ、興味・関心を高める本の展示等を工夫するとともに、子どもの読書相談や調べ物の手助けをする「子どもカウンター」の設置を検討します。

e 団体への貸出しの促進

団体貸出し制度について周知し利用の促進を図るとともに、保育所・幼稚園、小・中・高校やボランティア団体等に対する図書館資料の貸出し方法を見直し、より利用しやすくします。

課題2 図書館事業等の充実

① これまでの対応策

a 図書館主催事業の実施

定期的におはなし会を開催しているほか、読書感想文コンクールや朗読大会なども開催しています。また、子どもの本などに関する市民向けの講座も行っています。さらに、学校の学習活動の一環として児童・生徒を受入れ、司書の仕事などを体験する職場体験を行っています。

b ブックトークの実施

地域の小学校からの依頼でブックトークを行っており、各学年に対応した本の紹介を実施しています。

c 子ども読書夢プラン（県事業）の実施等

県の子ども読書夢プラン事業により中央図書館明德館、土崎図書館に常駐する学校図書館サポーターが、小学校に出向き、学校図書館の整備や児童の読書相談に応じてきました。（県事業は、平成23年度で終了）

また、平成23年度の単年度事業として、雄和図書館に支援員を配置し、地域の小・中学校と連携して読書活動を推進する事業を行いました。

② 今後の対応策

a ブックスタート実施の検討

全ての赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心触れ合うひとときを持つきっかけをつくるため、乳幼児健診などの機会を利用したブックスタート事業の実施を検討します。

b 保育所・幼稚園関係の研修機会の提供

本の選定、本の整理や補修方法、さらに読み聞かせ等について講習会を開催し、研修の機会を提供していきます。

c 子ども読書夢プラン事業に替わる事業の実施

県が行ってきた子ども読書夢プラン事業について、学校図書館の整備やその利用促進などに有効であったことから、県の事業に替わる事業の実施に努めます。

d 学校図書館に関する相談窓口の開設

学校図書館の環境整備や選書の相談ができるよう、図書館に「学校図書館に関する相談窓口」を設けます。

e 読書関係ボランティアの養成

図書館および地域のボランティアが、保育所・幼稚園や児童館等を訪問しておはなし会を行ったり、小学校等で学校図書館の環境づくりを手伝ったりすることができるよう、新たなボランティア養成講座を開催します。

課題3 図書館の情報提供機能の強化

① これまでの対応策

a 図書館による情報提供

新しく入った本や開催する行事について、ホームページや図書館だよりを通じて利用者に伝えているほか、行事のポスターやチラシを市内公共施設や学校等へ配布し、情報提供に努めています。

② 今後の対応策

a 図書館による情報提供の充実

様々な機会を通じて行事等の情報を提供するとともに、図書館の機能や利用の仕方等に関する情報提供にも努めます。また、子どもが調べ物をするのに役立つ本や推薦図書などの情報を積極的に提供していきます。

b 子どもの読書活動に関する情報交換

保育所・幼稚園の担当者や小・中・高校の学校図書館担当者、読書関係ボランティア等の、子どもの読書活動に関する情報交換の機会の確保に努めます。

第3章 まとめ

前章で、本市の子どもの読書活動に関する調査等により現状を把握し、そこから浮かび上がる課題を整理し、これについての対応を検討しました。

「読書活動」は本を読む人の自発的な行為であり、その活動を広めていくためには、読書する喜びを伝えていく必要があります。子どもに対して、「本を読むこと（本を読んでもらうこと）は楽しい」と感じてもらうことが大切です。

また、次代を担う子どもたちが、読書を通し心豊かで創造力に富む社会人となるよう、家庭、地域、保育所・幼稚園、小・中・高校、図書館、ボランティア等が協力し、子どもの成長段階に応じた読書活動を推進していく必要があります。

秋田市では、今後とも広く連携を図りながら、本計画の着実な推進に努めてまいります。

【資料】

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

秋田市子ども読書活動推進計画

発行 秋田市教育委員会

編集 秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会（生涯学習室）

〒010-0951 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル内

TEL 018-866-2245

FAX 018-866-2252

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/lf/default.htm>